# 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

**提出先** 横浜市特別徴収センター
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

| 年度 | 1. 現年度 | 2. 新年度 | 3. 両年度 |
|---|---|---|---|

**横浜市長**

| 横浜市使用欄 | 受 → 要 ・ 不 |
|---|---|

年 月 日提出

| 給与支払者（特別徴収義務者） | | |
|---|---|---|
| 所在地 | 〒 | |
| フリガナ | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 個人番号又は法人番号 | | ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄として右詰めで記載 |

| | | |
|---|---|---|
| 特別徴収義務者指定番号 | | — |
| 宛名番号 | | |
| 担当者連絡先 | 所属 | |
| | 氏名 | |
| | 電話 | 内線( ) |

| 給与所得者 | | |
|---|---|---|
| フリガナ | | |
| 氏名 | | (旧姓 ) |
| 生年月日 | | 年 月 日 |
| 個人番号 | | |
| 受給者番号 | | |
| 1月1日現在の住所 | | |
| 異動後の住所 | | |

| (ア) 特別徴収税額（年税額） | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 月から 月まで 円 | 月から 月まで 円 | 年 月 日 | 右から番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 | 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付） |

## 1. 特別徴収継続の場合

| 新しい勤務先（特別徴収義務者） | | |
|---|---|---|
| 特別徴収義務者指定番号 | — 新規 | 法人番号 |
| 所在地 | 〒 | |
| フリガナ | | |
| 氏名又は名称 | | |

| 担当者連絡先 | |
|---|---|
| 所属 | |
| 氏名 | |
| 電話 | (内線 |

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

| | |
|---|---|
| 受給者番号(※1) | |
| 納入書の要否（新規の場合のみ記載） | 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要 |

## 2. 一括徴収の場合

理由 右から番号を記入
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

| 徴収予定月日 | 徴収予定額（上記（ウ）と同額） |
|---|---|
| 月 日 | 円 |

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

## 3. 普通徴収の場合

理由 右から番号を記入
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市区町村記入欄

○横浜市特別徴収センターへの異動届出書が10日までに届いた場合は、原則月末に通知します。11日以降となった場合は月末に御通知できないことがあります。新年度分は4月15日までにお届けください。
○郵送による提出の場合で、控えの必要な方は、①提出用 ②返送用（「控」と明記） ③切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、ご送付ください。

(※1)電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で付番します。)。

(横浜市使用欄)
特徴宛番:

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。